

ビジネスマスター・**プラス**

子育て介護
応援特約

子育て介護応援特約のご案内

子育て



積極的に育児に参加する
従業員を後押し、
パパ育休も推奨したい。

※ここでは男性の出生時育児休業と
育児休業の総称としております。

介護



親の介護に集中したい従業員に
気兼ねなく休業してもらい、
復帰する環境を整えたい。

病気
療養



病気で休業せざるを得ない
従業員に**療養に専念**してもらい
また職場に戻ってきてほしい。



従業員の皆さまが**安心して休業**できる
環境整備をサポートします！

1

職場復帰する従業員が
テレワークを活用できるように、
在宅勤務用PCの購入費用等の
職場環境整備費用をサポート

2

休業する従業員の
代替人員を
採用するための費用を
補償し、業務運営をサポート

3

休業中の従業員の
社会保険料を補償
することで企業の負担を軽減
(育児による休業の場合を除く)

● 選べるプランと保険金額

	ご加入パターン	
	①育児・疾病・介護(保険金額)	②疾病・介護のみ(保険金額)
ご本人の子の 出産・養育	50万円	なし
ご本人の疾病/ 対象親族の介護	50万円または 100万円から選択	50万円または 100万円から選択

※保険金額は補償対象者ごとに適用されます。

● 特約保険料例

保険条件 売上高:1億円 補償対象者:役員、使用人
保険金額:育児・疾病・介護50万円

業種	建築事業	食料品製造業	貨物取扱事業	小売業
年間保険料	29,250円	24,580円	41,340円	34,820円

※契約条件によっては保険料が変更となる場合があります。



子育て介護応援特約の特長

貴社の役員・従業員等が育児、疾病、介護等の事由により休業した場合に、貴社が負担する社会保険料や代替人材雇用のための費用を補償する特約です。

● 保険金をお支払いする主な場合

事由	補償対象者の養育する子の出生または育児のために休業を開始し、休業した期間が右記の所定の日数以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに右記の事由に該当する場合にかぎります。	補償対象者	事由	休業期間の要件
育児休業事由		被保険者の使用人	産前産後休業、出生時育児休業、育児休業のいずれかの休業を取得した場合	左記休業期間を合算して31日以上
		被保険者の役員・事業主本人	養育する子の出生またはその養育のために休業を取得した場合 ^(注1)	休業開始日から連続して休業した期間が31日以上
介護休業事由	補償対象者が、対象親族 ^(注2) の介護のための休業を開始し、その休業が開始した日から連続して休業した期間が31日以上となることをいいます。ただし、補償対象者ごとに右記の事由に該当する場合にかぎります。	被保険者の使用人	対象親族への介護を行うことを理由として、補償対象者が介護休業を取得した場合	
		被保険者の役員・事業主本人	対象親族が要介護状態 ^(注3) である場合 ^(注4)	
疾病休業事由	補償対象者が、疾病休業を要する状態 ^(注5) となったことにより休業を開始し、その休業が開始した日から同一の疾病を原因として休業した期間が連続して31日以上となることをいいます。補償対象者ごとに事由が異なるため、詳細は「普通保険約款および特約条項」、「パンフレット」等でご確認ください。			

● 補償の対象となる費用

補償の内容	育児休業費用保険金の対象	疾病・介護休業費用保険金の対象
① 休業者に対する社会保険料		
② 代替人員のための求人・採用等に関する費用	↑	
③ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した費用	↑	
④ 休業者が職場に復帰するにあたり要した職場環境整備費用	↑	
⑤ お見舞いに関する費用(使用人等が事業主の対象親族の場合を除く)		↑
⑥ コンサルティングに関する費用		↑

※①⑤⑥の費用は、育児休業事由においてお支払いの対象になりません。

※①から⑥までの費用は、休業期間に要した費用にかぎります。ただし、てん補期間を限度とします。また、①の費用については、貴社が支出した費用のうち、社会保険料対応期間に対応する額になります。

※1回の休業ごとに③および④の損害は合算して20万円、⑤の損害は10万円をそれぞれ支払限度額とします。

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

保険期間中にいずれかの休業事由に該当することによる休業を開始した場合にかぎり、保険金をお支払いします。ただし、次の①および②の場合を除きます。

①疾病休業事由に該当することによる休業については、次のア、またはイ、のいずれかに該当する場合。

ア. 初年度契約である場合において、疾病休業を要する状態になった時が保険期間の開始日より前であるとき

イ. 継続契約である場合において、疾病休業を要する状態になった時が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき

②介護休業事由または育児休業事由に該当することによる休業については、補償対象者がそれらの休業を開始した時が、初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合。

保険金をお支払いできない主な場合

①頸部症候群、腰痛その他の症状で、対象者^(注6)がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。)(疾病・介護固有の事由)

②発熱等の他覚的症状のない感染(疾病固有の事由)

③介護対象者のアルコール依存および薬物依存等。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合を除きます。(介護固有の事由)

④介護対象者の先天性異常(介護固有の事由)

⑤行政機関からの要請等による育児休業の延長によって被保険者が負担した費用(育児固有の事由)

など

(注1) その子が1歳に達する日までに取得した休業にかぎります。

(注2) 次のいずれかの者またはこれらの者に準ずる者として育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)で定める者をいいます。ただし、補償対象者との続柄は、休業を開始した時におけるものをいいます。①補償対象者の配偶者 ②補償対象者またはその配偶者の父母 ③補償対象者またはその配偶者の子 ④補償対象者の祖父母 ⑤補償対象者の孫 ⑥補償対象者の兄弟姉妹

(注3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

(注4) 初年度契約の保険期間の開始日以降、同一の親族ごとに1回の休業にかぎります。

(注5) 補償対象者が、次のいずれかの場合に該当したことにより休業を必要とする状態をいいます。①八大疾病を被った場合 ②精神障害の発病が医師により診断された場合 ③①および②以外の疾病を被り、入院を伴う治療を行った場合

(注6) 疾病休業事由の場合は補償対象者、介護休業事由の場合は介護対象者をいいます。

※ビジネスマスター・プラスは事業活動総合保険のペットネームです。 ※子育て介護応援特約は育児・疾病・介護休業費用補償特約のペットネームです。

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社ほけんの匠

〒420-0075

静岡県静岡市葵区五番町6-7 3F

TEL 054-266-3227

FAX 054-266-3228